

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

（注）届出制手数料の場合、届出済手数料表の内容を全て記載すること（別紙として添付することも可）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40% 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

（注）求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要